



沖勞発雇均0311第2号113
平成31年3月11日



公益社団法人 沖縄県トラック協会
会長 殿

沖縄労働局長



ゴールデンウィークにおける年次有給休暇の取得促進について
(広報誌、ホームページへの掲載等の御依頼)

日頃より労働行政の運営につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

沖縄県における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、年次有給休暇の取得率は平成30年調査で46.2%（全国は平成30年調査で51.1%）となっており、全国の取得率を下回り、さらに政府目標の70%に大きな乖離があります。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日閣議決定）において、「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得を一層促進させることとされています。

また、「働き方改革関連法」の一つである「労働基準法」が改正され、平成31年4月より、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

この点、貴殿におかれましてもこの趣旨を御理解いただきまして、同封のポスター及びリーフレットをご活用いただき、広報誌やホームページでの掲載等による周知広報につきまして、あらためて御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、ポスター、リーフレットにつきまして、追加の要望がございましたら若干ですが提供可能ですので、お気軽にお問合せください。

記

●掲載文例 別添文例をご参考下さい。

●リーフレットのデータの設置場所

「沖縄労働局」を**検索** → バナー「働き方改革」 → 4 ゆう活・「プラスワン休暇」
URL https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hourei_seido/_120305.html

<お問合せ先> 沖縄労働局 雇用環境・均等室

担当：大村 （電話）098-868-4380